#### 富士河口湖町の給与・定員管理等について

#### 1 総括

#### (1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区	住民基本台帳人口	歳 出 額	実 質 収 支	人 件 費	人 件 費 率	(参考)
	(31年1月1日)	A		В	B/A	29年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
30	26,464	11,665,266	1,084,791	1,517,197	13.0	12.7

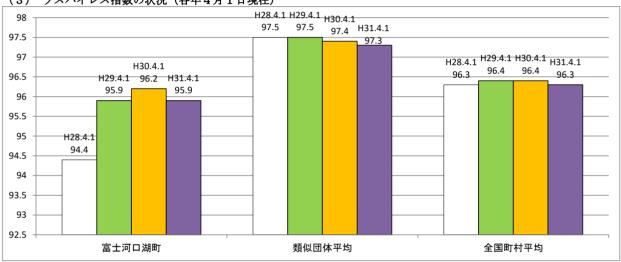
#### (2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区 分	職員数		給 与	- 費	
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B
年度	人	千円	千円	千円	千円
30	191	645,346	80,686	255,695	981,727

(参考)一人当たり	(参考)29年度平均
給与費 B/A	一人当たり給与費
千円	千円
5,140	5,094

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。 2 職員数は、30年4月1日現在の人数である。
  - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、 学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。 (注) 1
  - () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における 国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数× (1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

#### (4) 給与改定の状況

①月**例**給

※富士河口湖町は人事委員会未設置のため記載なし

()								
				人事委員会の	勧告			(参考
区	分	民間給与	A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)	給与改定率	匤
285	年度		円	Ħ	円 ( %)	%	%	

国の改定率 % 0.15

#### ①特別給(期末・勤勉手当)

				人事委員会の勧告				(参考)
ı	区	分	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)	年間支給月数	国の <sup>年</sup> 支給月
	28年	度	月	月	月	月	月	
								4.4

年間 月数 月 .40

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に 取り組むとされている。

①給与表の見直し

#### 〔実施 未実施〕

実施内容

給与表の適用実施時期	平成27年4月1日
内容	一般行政職の給与表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。 他の給与表については、一般行政職との均衡を踏まえ、見直しを実施。 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

#### ②その他の見直し内容

<sup>(</sup>注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

# 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

#### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (31年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
				(国ベース)
富士河口湖町	41.7 歳	308,960 円	347,269 円	332,314 円
山梨県	43.4 歳	335,476 円	414,432 円	372,395 円
国	43.4 歳	329,433 円	- 円	411,123 円
類似団体	41.3 歳	305,414 円	376,330 円	339,452 円

#### ②技能労務職

			公 務 員					民 間		
	区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
湟	士河口湖町	55.3 歳	7 人	268,285 円	277,106 円	276,714 円	_	_	_	_
	うち給食調理員	56.9 歳	2 人	266,350 円	273,800 円	270,600 円	調理士	46.2 歳	258,200 円	1.030
	うち清掃職員	- 歳	1 人	- 円	- 円	- 円	廃棄物処理業従業員	45.9 歳	296,600 円	-
	うち自動車運転手	58.1 歳	2 人	278,450 円	290,600 円	290,783 円	白家用乗用白動車運転手	47.6 歳	303,000 円	1.065
	山梨県	53.2 歳	101 人	353,216 円	399,972	376,375 円	_	-	_	-
	国	50.9 歳	2,431 人	287,312 円	_	329,380 円	_	_	_	-
	類似団体	50.9 歳	9 人	296,059 円	329,225 円	314,491 円	_	-	_	-

	参考					
区 分	年収	【ベース(試算値)の	比較			
	公務員(C)	民間(D)	C/D			
富士河口湖町	_	_	_			
うち給食調理員	4,567,124 円	3,417,500 円	1.34			
うち清掃職員	- 円	4,102,900 円	-			
うち自動車運転手	4,860,739 円	4,039,900 円	1.20			

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された

期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与額の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間 外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査にお いて明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース (=時間外勤務手当等を除いたもの) で算出している。

#### (2) 職員の初任給の状況 (31年4月1日現在)

区	分	富士河口湖町	山梨県	玉
一般行政職	大 学 卒	182,200 円	188,604 円	180,700 円
	高 校 卒	150,600 円	154,147 円	148,600 円
技能労務職	高 校 卒	147,900 円	156,666 円	=
	中 学 卒	139,900 円	139,035 円	_
看護·保健職	大 学 卒	209,800 円	218,023 円	_

#### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (31年4月1日現在)

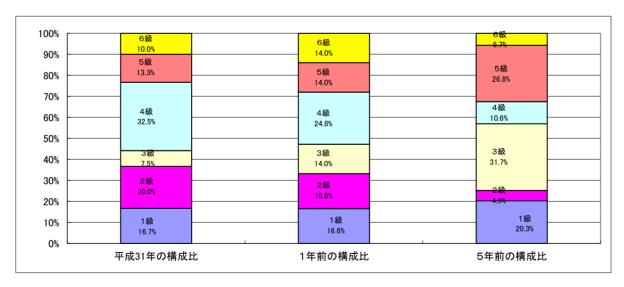
区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	- 円	347,900 円	369,000 円	- 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
看護·保健職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円

#### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

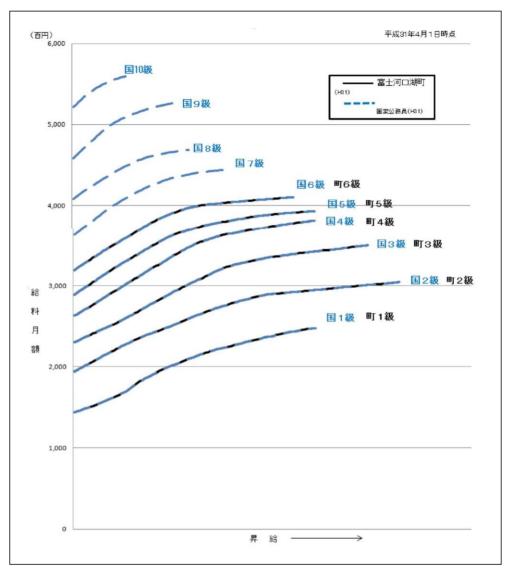
#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況(31年4月1日現在)

1/	/W/145	X19N * 2 10X 1011 10 1 1	7 76 127			
区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1	∜π.	主事·主事補	人	%	円	円
1	級	土尹・土尹相	20	16.7	144,100	247,600
9	級	主任	人	%	円	円
2	形义	土江	24	20.0	194,000	304,200
3	級	係長·主査	人	%	円	円
3	n/X	际区·王直	9	7.5	230,000	350,000
4	級	課長・課長補佐・主幹・副主幹	人	%	円	円
4	形义	床文·床文佣位·主针·副主针	39	32.5	263,000	381,000
5	級	課長·課長補佐·主幹	人	%	円	円
o J	形义	床文·床文佣位·主针	16	13.3	288,900	393,000
6	红瓜	課長	人	%	円	円
b	6級 課	林文	12	10.0	319,200	410,200

- (注) 1 富士河口湖町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
  - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



# (2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (31年4月1日現在)



#### (3) 昇給への人事評価の活用状況(富士河口湖町)

	或31年4月2日から令和2年4月1日 ごにおける運用	管理	職員	一般	<b>と職員</b>
イ.	人事評価を活用している				
	活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績 がある区 分	昇給可能 な区分	昇給実績 がある区 分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
Π.	人事評価を活用していない	С	)	(	0
	活用予定時期	未	<del></del> 定	未	定

# 4 職員の手当の状況

#### (1) 期末手当・勤勉手当

富士河	「口湖町	Щ	梨県	玉			
1人当たり平均支給額(30年	度)	1人当たり平均支給額(30年	度)	_			
	1,536 千円		1,709 千円				
(30年度支給割合) 期末手当	勤勉手当	(30年度支給割合) 期末手当	勤勉手当	(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当			
2.60 月分 ( 1.45 )月分	1.85 月分 ( 0.90 )月分	2.60 月分 ( 1.45 )月分	1.85 月分 ( 0.90 )月分	2.60 月分 1.85 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.90 )月分			
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等によ 役職加算5~15%	る加算措置	職制上の段階、職務の級等によ 役職加算5~20% ・管	・ る加算措置 理職加算10~25%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20% ・管理職加算10~25%			

<sup>(</sup>注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### (2) 勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(富士河口湖町)

	令和元年度中における運用	管理	職員	一般	<b>と職員</b>
イ.	人事評価を活用している	С	)		0
	活用している昇給区分	支給可能な 区分	支給実績 がある区 分	支給可能 な区分	支給実績 がある区 分
	上位、標準、下位の区分	0	0	0	0
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
Π.	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

#### (2) 退職手当(31年4月1日現在)

	富士	河口湖町				国					
(支給率)	自己都合		勧奨•定年		(支給率)	自己都合		勧奨·定年			
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分		
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分		
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分		
最高限度額	47.7090	月分	47.709	月分	最高限度額	47.7090	月分	47.709	月分		
その他の加算措置					その他の加算措置						
•定年前早期退職特	例措置(2~20%	6)			•定年前早期退職物	寺例措置(2~45%	)				
1人当たり平均支給額			17,316 千円	3							

<sup>(</sup>注)退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

#### (3) 地域手当

該当なし

# (4) 特殊勤務手当

該当なし

#### (5) 時間外勤務手当

支		給		実		績		(	30	年	度	決	算		)	21,963 千円
職	員	1	人	当	た	ŋ	平	均	支 給	年 額	( 30	年 度	決	算	)	123 千円
支		給		実		績		(	29	年	度	決	算		)	19,961 千円
職	員	1	人	当	た	ŋ	平	均	支 給	年 額	( 29	年 度	決	算	)	112 千円

# (6) その他の手当(31年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単値	<b></b>	国の制度 との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
	配偶者 6,500円					
	配偶者以外 6,500円					
	子 10,000円					
扶養手当	満16歳年度初めから満22歳年間にある子1人につき 5,000		同		20,041千円	267,201F.
	職員の居住する借家・借間自らめの住宅を借り受け、現に当該 し、月額12,000円を超える家賃 いる職員	住宅に居住				
住居手当	家賃23,000円以下 家	₹賃-12,000円	同		3,953千円	232,529円
	家賃23,000円を超え55,000 ( 円未満 ×	家賃-23,000円) <1/2+11,000円				
	家賃55,000円以上 2	27,000円				
	機関等の利用を常例とすること 負担を常例とすること、徒歩によ ものとした場合の通勤距離が片であること運賃等相当額が55.0 ついては運賃等相当額 2.自動車等の使用者通勤のたと 等の使用を常例とすること、徒と するものとした場合の通勤距離 以上であること	より通勤する ・道2km以上 100円以下に かに自動車 歩により通勤				
通勤手当	~5km 2	2,000円	同		8,008千円	58,880円
四到1日		1,200円	l⊢1		0,000 1 1 1	30,0001
		7,100円				
		.0,000円				
		2,900円				
	25km~30km 1	.5,800円				
	30km∼35km 1	.8,700円				
	$35 \text{km} \sim 40 \text{km}$ 2	21,600円				
	40km~45km 2	24,400円				
	45km∼50km 2	26,200円				
		28,000円				
		29,800円				
	60km∼ 3	31,600円				
管理職手当	本庁の課長 10%~12%				11,851千円	623,731₽
休日勤務手当					- 千円	- 円
	1.世帯主である職員			$\setminus$		
寒冷地手当	・扶養親族がいる職員 8	89,000円		$  \  $	10,247千円	53,644 <u>P</u>
	・扶養親族がいない職員 5	51,000円				
	2.その他の職員 3	86,800円	\	J N		

# 5 特別職の報酬等の状況 (31年4月1日現在)

	区		分	給	料		月	額	į	等	ř.
40							(参考)類似団体に				
給	町		長		650,000	円		920,000	円	517,800	円
	류네	m÷	E	(	F20,000	円)		700,000		F20,000	
料	副	囲丁	長	(	532,000	円 円 )		760,000	H	532,000	円
	議		長	(	252,000	円		499,000	円	252,000	П
報	IA.A			(	202,000	円)		100,000	, ,	202,000	1,
TIX	副	議	長		202,000	円		430,000	円	202,000	円
32111				(		円)					
酬	議		員		174,000	円		400,000	円	174,000	円
				(		円 )					
	町		長	(30年度支給割合)							
期	副	町	長	3.10			月分				
末手当	議		長	(30年度支給割合)							
当	副	議	長	3.35			月分				
	議		員								
	,,,,		- '	(算定方式)			(1期の手当額)			(支給時期)	
退職	町		長	給料×42/100×在任月	*6		13,104千円			任期毎	
職	-										
手当	副	町	長	給料×25/100×在任月	数		6,864千円			任期毎	
(20.)		備	与	Jan Sherillim a 77 7 Ma							

#### 6 職員数の状況

# (1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

_		*				1	(谷平4月1	H OUTL
	$\overline{\mathbb{Z}}$	分	職	<b>数</b>	対前年	主 な 増 減	理由	
部門	月		平成30年	平成31年	増減数	土なり	生 円	
普通	一般行政部	議総務務 税農商土 民生	2 45 13 8 8 8	2 44 11 8 8 8 8	$ \begin{array}{c} 0 \\ \triangle 1 \\ \triangle 2 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \end{array} $			
会	部門	衛生	18	18	0			
会計部門	1,1	計	169	166	0	<参考> 人口1万当たり職員数 (類似団体の人口1万当たり職員数	62.8 51.08	人 人)
		教育部門	22	21	△ 1	調理員等退職不補充		
		消防部門	_	=				
		小 計	191	187		<参考> 人口1万当たり職員数 (類似団体の人口1万当たり職員数	70.8 65.1	人 人)
公営企会業:	水道 下水i そのft		3 3 11	3 3 11	0 0 0			
等部門		小 計	17	17	1			
()2-)	Ê	計 計	208 [ 271 ]	204 [ 271 ]	△ 4 [ ]			

<sup>(</sup>注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

<sup>(</sup>注) 1 給料及び報酬の() 内は、減額措置を行う前の金額である。 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額である。

# (2)年齢別職員構成の状況(31年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区 分		>	>	}	>	>	>	>	>	>	>		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	0	8	19	30	25	11	25	25	18	21	22	0	204

#### (3)職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	169	169	169	169	169	166	△ 3 (△1.8%)
教育	28	26	23	22	22	21	△ 7 (△33.3%)
消防	-	-	1	-	-	-	
普通会計計	197	195	192	191	191	187	△ 10 (△5.3%)
公営企業等会計計	18	17	18	17	17	17	Δ1 (Δ5.9%)
総合計	215	212	210	208	208	204	△ 11 (△5.4%)

<sup>(</sup>注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

<sup>2</sup> 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

# 7 公営企業職員の状況

# (1) 水道事業 ① 職員給与費の状況

	/	伏!	异					
	区	分	総費用	純損益又は実	職員給与費	総費用に占める	(参考)	
				質収支		職員給与費比率	29年度の総費用に占	
			A		В	B/A	める職員給与費比率	
ĺ	年月	度	千円	千円	千円	%		%
	30	0	282,358	93,253	24,111	8.54	9.57	

区 分	職員数		給 与	- 費		一人当たり	
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
年度	人	千円	千円	千円	千円		千円
30	3	10,687	1,094	4,330	16,111	5,371	

<sup>(</sup>参考)平成28年度平均 一人当たり給与費 千円 6,148

#### イ 特記事項

特になし

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (31年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額		
富士河口湖町	40.0 歳	300,205 円	446,715 円		
団 体 平 均	44.3 歳	340,929 円	514,169 円		
事 業 者	歳		円		

<sup>(</sup>注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

富士河口湖町	Ţ		
1人当たり平均支給額(30年度)			
	1,4	133	千円
(30年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当	á	
2.6 月分	1	.85	月分
( 1.45 )月分	( 0	.90	)月分
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15%			

<sup>(</sup>注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### イ 退職手当(31年4月1日現在)

	富士	河口湖町		富士河口湖町(一般行政職・団体平均等)						
(支給率)	自己都合		勧奨·定年			(支給率)	自己都合		勧奨·定年	
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分		勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分		勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分		勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分
最高限度額	47.7090	月分	47.709	月分		最高限度額	47.7090	月分	47.709	月分
その他の加算措置						その他の加算措置				
(退職時特別昇給					)	•定年前早期退職幣	特例措置(2∼20%	)		
1人当たり平均支給額	-	千円	-	千円		1人当たり平均支給額	į	千円	17,316 千	-円

<sup>(</sup>注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

<sup>(</sup>注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。 2 職員数は、30年3月31日現在の人数である。

# ウ 地域手当

該当なし

#### 工 特殊勤務手当

該当なし

#### 才 時間外勤務手当

支		給		実		績		(	30	年	度	決	算	)	685 千円
職	員	1	人	当	た	ŋ	平	均	支 給	年 額	( 30	年 度	決	算 )	228 千円
				-											
支		給		実		績		(	29	年	度	決	算	)	500 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

#### カ その他の手当(31年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価		一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (30年度決算)	)	支給職員1人当た 平均支給年額 (30年度決算)	<u>:</u> 9
扶養手当				120	千円	40,000	円
住居手当	5(6)「その他の手当」を参照	同		-	千円		円
通勤手当				24	千円	8,000	円
管理職手当				-	千円		円
寒冷地手当				177	千円	58,933	円